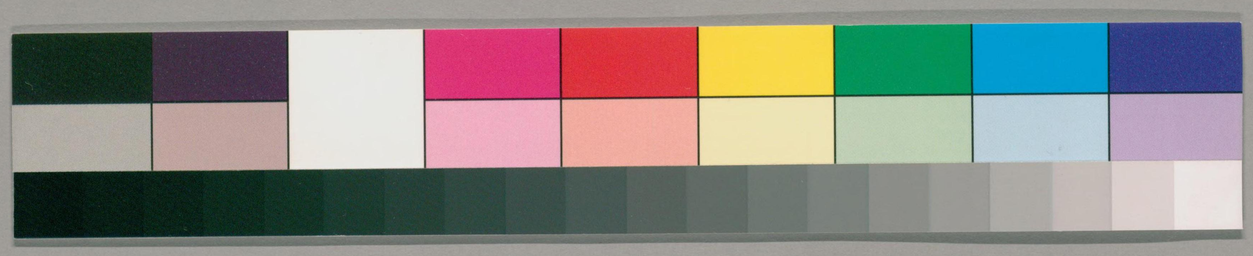

御傘大全

拾

函 3
冊 1
862
10
76

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』請求記号 862-76
ガラス使用

862-76

誹諧御傘大全十

清

給ふかく菓木 依ニ手柄一可レ有ニ其季一は新式の句給ふかけ菓木
は樗柄にはすべし季をもたぬといふ義を季をもとしたる樗柄にも方去通
といふべあまたたゞ人手成をもしらずとなく樗柄にせざるべし此道理
をもてお定めの句を花の給すくは其外菓の給すくは其外の季をもとし
化惟之
清の尉

○宮位令曰衛門督（エケヒノアミノカミ）（ミカキモリノ）衛門督 正五位上

右無レ字と書し右の字はよし兩は宮ずれど人倫あらず

○職員令曰督一人掌諸門禁衛出入礼儀以時巡撿及隼人門
籍門牓事 義解曰謂載人名為レ籍載ニ物數一為レ牓ト 佐一人大尉二人大志二人
少志二人醫師一人門部二百人物部三十人 義解曰謂此名為内物部為決罪人時置此府當決罰
時皆帯刀劍 使部三十人直丁四人衛士

○宮衛令曰凡應入宮閤門者 義解曰謂衛門所守謂之宮門兵衛所守謂之閤門也

○百寮訓要抄曰左衛門府是モ文城守護職也外衛といふ之門外

國立圖書館
昭 24.2.18 和
購入

国立国会図書館 タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

を警固をへし　督　大納言是ハ任ハ　雑ハ猶ハ官也
佐四位五位是ハ任ハ　権佐五位是ハ任ハ五位雑人　辨官を兼しく
此佐を兼メ使の宣旨を蒙るを三事とも也
大尉拾非遠使乃道志ハ任ハ　右是ハ任ハ
小尉拾非遠使ハ　六位六位是ハ任ハ
大志同前　少志ハ任ハ　右衛門府左衛府同し　督
納言三位四位以上是ハ任ハ子納言黒乃督ハ任ハ　但左ハ任ハ
佐　左黒の尉ハ任ハ　権佐ハ任ハ　大尉左ハ同し　小尉左ハ同し
恵比須　西夷明神乃御事之後神ハ任ハ神祇ありとも
西八分の西小も今御しかれ
○垂加艸全集日世ニ謂夷子大黒ハ福神ト毎家奉之ヲ厥像夷子ハ釣魚在
巖上ニ焉大黒ハ負袋持ニ槌踏米嚢ヲ焉夷子者蜆兒也其釣魚之體
未詳之ヲ難波漁人夷三郎之事不足信也中略嘉嘗謂大己貴命初自
経營中洲而不昇于天上其子事代主命遊行釣魚於出雲三穂碕

之時忽聽天神之勅則避而去之弗使父陥於不義其徳之至
至爲如何哉高皇産靈尊褒大己貴命を慇懃矣
神武天皇建八神殿大己貴事代主與焉是故人家崇比父子二神者
矣因并記之
○諸社根元記廣田号西宮　摂津國武庫郡廣田神社一座　廣田者
太神宮御同体也如式文者一座也今現在五社也後人之勸請乎
日本書紀曰神功皇后九年伐新羅之明年春二月
天照太神誨曰我荒魂不可近皇居當居御心廣田國隨神教以
鎮坐焉廣田者天照太神之荒魂也　五社　一住吉　二廣田
三八幡　四松尾　五八祖神
○延喜神祇式曰摂津國武庫郡廣田神社名神大月次相嘗新嘗
○佐謂西宮明神ハ恵比須ハ日本神功皇后の巻にあり
△夷狄乃忘ひなとハ名なるはそ付ても今御しかれ
忘乃木雑之志の実ハ秋之をへくかやの木乃実ハ皆秋之

△比

氷室　左之水辺之一座一日之氷まはくふるひようと声を續ふも七日立しうせらひあるひまはひといふ唱おなしけれハ面を媚ゐきなりゐ神をかへれをかへて一座二日なへし

○日本書紀曰仁德天皇六十二年是歳額田大中彦皇子獵于鬪鷄時皇子自山上望之瞻野中直物其形如廬仍使者遣令視還來之曰窟也因喚鬪鷄稲置大山主問之曰有其野中者何窟矣啓之曰氷室也皇子曰其藏如何亦奚用焉曰掘土文餘以草蓋其上敦茅荻敷取氷以置其上既經夏月而不洋其用之即當熱月漬水酒以用也皇子則將來其氷獻于御所天皇歡之自是以後毎當季冬必藏氷至春分始散氷也

△惣名氷室を四月朔日より九月尽まで敷せる物を稱て六月一日を初要と用ゐる夜の季なれ定る義也

○延喜主水式曰凡供御氷者起四月一日盡九月三十日云々又曰山城國葛野郡德岡氷室一所愛宕郡小野一所栗栖野一所土坂一所賢木原一所同郡石前一所大和國山邊郡都介一所河内國讃良郡讃良一所近江國志賀郡部花一所丹波國桑田郡池邊一所

△ひのさゑしハ氷室とれを嫌之元日よあ御事也

○延喜式曰凡藏氷之處收氷多少及氷厚薄毎處具録元日郡臣未喚之前省輔已上將本司奏并進氷様

○公事根源曰氷様ハ宮内省よりなる去年氷をおさめたる所々の様を今日節會の時ゐくに奏ゆるとて御ゐに奏して其ゐめしとて石かりしれをなるも延喜式にも氷池風神の祭ると侍り

△ひむろ乃雪も安也

檜原　今も一桃譜ハ此卿ハ檜木檜物師檜皮ハ檜垣なると今一なへし　室檜なるとて殺よいひても二乃内成居し檜の

△海川なと名所にある程の字を二乃所成候し

○勅撰名所和奇抄曰桜隈川　大和國　後宇多院

續後拾遺　弱蜀て志りしまてまむ所渡さひの人まつ川の水は白波

目くらし　秋之一荘一勺の物之文字をおく出乃なりも如くもかいり

多れとも根に蟬と同類なれは蟬とは連のことし跳ならぬ程之

△目くらしと立入て今一勺連ゟ付きは跳には蟪蛄と声にひとしく以上

三勺なへし皆れをかふる之

ひこ　秋之猫の物なるすゝはへに極物に二勺之一荘一勺の物なれとも

跳踏ゟは二勺あり川其字に三勺板の字にも同字云言抄に田を蔵

ては極物に二勺とあり後記

○新勅撰集　才五　秋下　曰　人麿

秋田もるひこのいほりに時毎ふり我独ぬきぬれはへもなし

○云言抄曰ひこおと称しなとに田をもすひては極物に二勺嫌ゆ此

の物一荘に一之他準之

△なほことゆゑなく秋田なりてもひこといふ事にも用し

姫　連奇に二跳踏には姫松姫瓜なるとの人偏にあらぬ姫今一あり但

はし姫さゝ姫古田姫にも人論にあらぬ程を人論の所法をもせられ

たるゆゑ姫成とも一荘に三勺物をかへてもへきや

（ひこの花ゑん）夫木集　巻第三十二　雜部十五　夜笠内大臣

秋田もるひこのかけなるうちはへてたゆまはへをこゝる　此外

ひとり　一歩に一月松なるに一跳踏には此ゆゑに独歩独吟孤独

躰独系里独外なと声によみて今一荘へし以上四之葉乃字の獨活

△仏生の独鈷四のみなり　○獨樂園者司馬温公作記古文後集に出タリ

△ひとりといふ詞には付くも人偏しかゝ須独吟独身なとも声によむ独

乃字にハ字古成へし　恐ゆひとりは人偏之一文字にひとり二勺古之一

文字独の字声にいふときは付てもなしかゝ須ひとりにひとへ

こぬひとへにひとしきなるとの同二勺古之それにしとと声によ無時は

嫌ゑれ月ひとり秋ひとりなるとは人偏にあらぬ独に一人とは於なし

わを嫌ふ独四乃内之嫌てりは二人こてりは三人皆同分但月独松ひ
とりなと云ふは一人二句去之とし声小優しても人偏之
一文字なは ひとへきぬを二句去とあれ先ひとへ衣とかくゆへ成へしころ
主ふも二句とあり皆誤之
○無言抄曰ひとへきぬといふは一文字又衣といふ字なり二句嫌ふなり
△いふ菓の字なりとも一重なかく方はよそれは一文字なは三句嫌ふへき之
偏なと云詞も其同宗それはかろかれは二句可嫌之
火四句乃抱之俳ふは声は優しも松交りてあるの抱とは面を嫌へし
蛍火狐火なるの外之実乃火は七句去之焼は新式は一座三句の下なる
あるあるを無言抄は火四の内なるとあり是誤之
○事物紀原 才十布帛雜事部第五十三 曰火禮會文嘉曰燧人始鑽木取火炮生
爲熟令人無腹疾遂人之意故曰燧人世本曰燧人鑽木造火尸子曰燧
人上觀星辰下察五木以爲火淮南子曰燧人望辰鑽木生火拾遺記曰
遂明國有大樹名遂後世聖人至至其國息其下有鳥啄粲然火出聖

人感之用小杖鑽火號燧人氏河圖云伏羲禪於伯牛鑽木作火非也
白虎通曰謂之燧人何名鑽木取火遂人之始
○新式曰一座四句之物火 蛍火は此外之 又曰一座三句之物灯 只一箇灯一法の灯一
○無言抄曰火 四つりかつて火とりし火なりしともに火なかりを嫌なり
△誹ふは火の火と灯とは七句去へしかり家なりといふるを前乃事とかふは
あしく火とかと同音なれを火五の内なり思ふ意病なとかへしける火
は火の字焼乃字には二句去之光といふ字なる体にまつて火の字日の字を付
句嫌之それも光と声によるを時は不嫌之又火ともかともなくて 縁 駅木 長
檠 手燭 燭 燭 帛燭 鐵 松薪 油 はたたしくおれぬまてふるゝゆちか付
はふる事ありはふてきあふる以湯をまつ付抱を煮ふ苦の火乃嗚は火の
家焼の字に皆二句去之それも蛍火狐火なるとのまとの火なあるを得
ふは付とても今しかし須多く火新と云ても粉の所の夜なと新式はを
○新式曰焼火 ひけと云ても粉本ある夜なり
△貴は火なる新の見てぬ物之夜なるありてひられと云ふといへを嫌なる

△あるはとあとりてまてつる燈伝言抄ニハ火字の本字ト火の類見るとし
ても灰かるある其を蔵さうたらしの事ニ委へとハあまた称げの人見
あやまると火の類の事をまねを粉かてあるはとあてたる事
事も知へし是ハ皆火乃事之
○伝言抄曰火の付　云もあらしてハ挑灯ニ委たりしの
又曰たし火れ　ともしびに皆ひと　ほのかなと
あるもしほひの類ちかぬくひるち何も常くひ乃類ハ挑灯
さて火の類にしても同事之　灯の類ハ皆灯事之
△但え燈士しら燎火ハ粉分之叢火の事く火を粉分之火ハ想字粉分之
事く八粉分てあるは蛍火狐火等とハ但粉事ふすり大燒てなる云
とし詠灯ハ粉分之燃庭草燃心をうちりて粉分て挑すなる云
燃の字あんれ字ハ燒へき也
△挑桜挑桃挑のたち皮なとしハ
○夫木集　春四　曰　　知恒

梓弓春の山に煙たちもゆともみえぬ挑さくらのむ
△あるき絶るれを火の字をもかくとあと正字なれ共挑絶るれを火
乃字かけても苦かるましきをかれとや説れ侍らすなるを二ゐさる
てよろしかへき認有体になるへき也
日　挑にハ日よ月星二つとも言川ずふハこちたき次
○釋名曰日ハ實なり也光明盛實也
○事類全書曰日ヲ名ツ朱明ト一名ハ霊耀一名ハ東方一名ハ大明亦名ハ陽
烏ト　廣雅　日中ニ有ニ蹲烏ニ謂ニ三足烏ト也　淮南子　日實也大明盛實釋名
△日とく字之　日次乃日ちや八春の日夏の日秋の日冬の日　日永　日迷日
あつき日さしも日く高く日日影えり短さ日あしき日　月日之
月了日挑灯ハ一夕の日寅の日乃朝日初日吉日悪日暮日　日お
その日比の日汁等の日坤上之月星なとは二つ合之終日夕日移附
日久附日出る日入日月の出る目の暮る目も日の影　目の
さる日のひゐきらる日て照日目てうもて照日の萬しとハ天子影

御をすゝめ去天象之衣備之事去乃詞なれはむさとハせぬすゝ
ちゝ日さやかなる日長閑なる日かやうに此今日に京氣をこゝろ能を
乃日ハ日次乃日にあらさゝゆへ月星の天像に三ゝ去之他誹
小ハおもしも二句なり一照むつかしき天象のきハなすくとけきとて
いふけも書 能をもの之

日小査 はなしとも云ふ他ゝ和をよ御屋し
日乃字に いくらはる字にあすを嫌をとひ一時ゝ今日明る
るとゝ声にいへを日に三ゝ去之いくらはふあれ乃數日次乃日に二ゝきゝ
嫌之天象ハきらそれ

ひこ寸 出影やうくろもちれ一名といへり
是をひてしに非して付てもくるしかゝ流とて申しまゝる蝴とハかゝりて
家の字なし日後見すと字ハ日かりも見ゆも字去なる御屋し天象ハ
ハ嫌へからす

ひかゝ字のかゝり 日新の京日かけ京天象ハあれ日の字ハ

字去やや

○神代巻曰又猿女君遠祖天鈿女命則手持茅纏之矟立於天石
窟戸之前巧作俳優亦以天香山之眞坂樹爲鬘以蘿
爲手繦

○同纂疏曰蘿謂垂苔也俗謂日蔭葛
日傭 手ゝとりの名之日次の日之天象ハ不嫌人倫なり
日乃本日光山日の字ハ字去天象ハ不嫌

○神代巻纂疏曰日本ハ吾國之大名在東海中近於日所出也

○同口決曰爲日本者ハ日始出吾國從義比乃茂土者依文
字而自讀

○神祇式曰下野國河内郡二荒山神社名神大

○佐謂元和中東照権現祭於此山依改二荒山爲日光山
光の新といふ詞ハ文字に光陰と書之光ハ盈陰ハ東の事之ゝ源に
よりて光の新といふに兼ひに又月ゝなるといふ事二句去之他月

にても日ても一宗あらんハ不可勝之 [illegible]
[illegible]
光の字 月日星に一花雪に一光陰にそ以上三句の物之謎ハ今
一ハけしと声に讀て以上四之いつもも物をうゐるとひるとてたりいふ
八日の事に成之光も田乃内之天像に二句嫗ハ文ハけしと声によむこ
あしたよみよもひたり一度らはへし 萬めし
久興 久の字乃字宗ハ字に天光に二句を 佐渭光毛二言 抄文や
丸云ふこの字にくに方とも興とも出らゐる文字あるひさの字ハ名の字
なるにくへしきと云詞に物をも去度きも此度ハ久といふそ 古字なり
[illegible]
[illegible]
次第にしてそむ度らしに
平野祭 四月上申 目之
○神祇式曰山城國葛野郡平野祭神四社 並名神大月 次新嘗

○公支根源曰平野祭 四月上申日 延暦にこの神社をハ造立あつて貞觀に
かの祭祀を始行せらる上ハ弁内行むらふを清のせうむらひ丸系
を[illegible]ゆにまゐりて養て御所の祭ありて御殿に入住をはとむ
を清祭へ志てふ御禊あり御幣なるを賀茂の御所の祭ハ
この御所の祭ハ寛和元年四月十日よりはしめらる御所乃住五馬
[illegible]
[illegible]
○諸神記曰清和貞觀元年十一月九始祭之或云延暦被行之
或説弘仁行御祭 諸社根元同之 華山寛和元四十始有臨時祭
△按御の小乃平野のあらはしあり仁徳をいとあるまゐりて源氏平氏
[illegible]
○平野神社記曰古被祭于椹弘其地以名平野故近以為社号云云
○諸神記曰
第一今木神 日本武尊 源家氏神

第二久度神　仲哀天皇　平家氏神
第三古閑神　仁徳天皇　高階氏神
第四比賣神　天照大神　大江氏神
第五縣神　天穂日命　四姓氏神
中原氏　清原氏　菅原氏　秋篠氏

△掀　秋なり物秋まちるものゝ一生に一るあまは渉まは季をかへるゝ
二ゐるゝ

日蔭の糸　神祇ゝみそ日かけのかつら共云之

○裝束拾要曰日蔭蔓　糸民云　日蔭蔓ト云ハ白糸ヲアゲマキニシテ
左右ニ八筋或ハ十二筋　組立一丈二尺計云々　細圓ナト冠ノ左右ノ角ニマ
組或分組
トヒテ垂ル支アリ是ハ蘿ト云草ヲハ日蔭草ト云神代ニ此草ヲウヅ
ラニ仕タル支日本紀ニ見タリ下苔（サカリコケ）ト云物也草ナトハ清浄ナルニヨテ
神事ノカ餝ニ用ル心也通方卿曰平治祕記曰日蔭蔓結冠ノ
巾子ニ

○裝束圖式曰日蔭蔓トハ下苔ト云蔓草ニテ清キ山陰ニ生ス
ル草ナレハ神事ノ飾ニ用ルナリ今ハ白糸或ハ青糸ニテアケマキニシ
テ左右ニ八筋或十二筋冠ノ角（ツノ）ニ垂ルナリ

日蔭蔓　冠ノ角ニマトヒ付ル

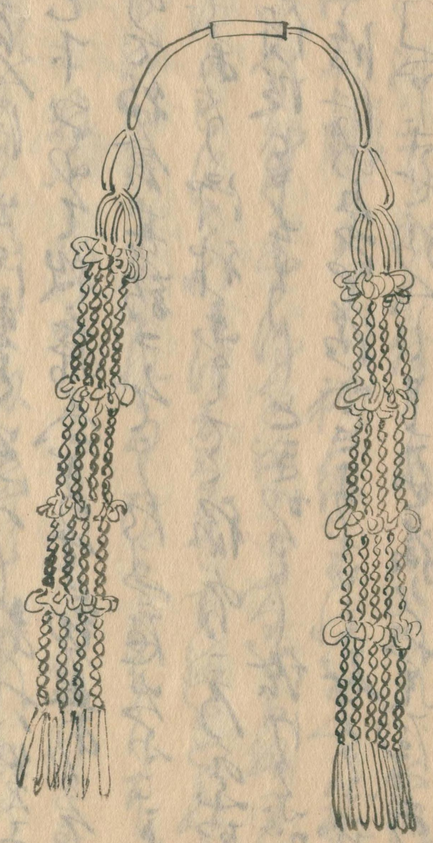

△賀茂の源時乃糸の時かさしまゝ[illegible]
葵かつらの事之ニ
佐謂日蔭蔓と葵かつらとハ各有之神書ニ有ゆゑ奥秘口授ゆゑ
○公事根元曰賀茂源時糸　十一月下酉日先兼日ニ拭糸洞ニ[illegible]

各南日此後式御禊庭の在旬と云清あるかなり社頭の前をてて
使舞人帰来てかへり立の後各孫廂に御障子をとり出し出家に
御草鞋を免す額(ガクノ)ニより出御せさせたまふ階の間のしきりに
庭南小二行に庭を志きて住舞人清らし後に本末(モトスエ)の神楽の
不能人倍従を清目人清出御あるべく出ゆしあれハ簀子長階(ナカハシ)に
作て階の下に陪を下つかて使舞人をめす勧盃ありて神楽あり
庭燎(ニハヒ)よりはしめて物倉甚勤まてうたふ庭火にも三ろ云あり
御目ハ人長さかりあり御神楽をてて猿舞二乃楽なこりハ
宇ゝ女の御門口まで侍従とまりしときかるし給けるに於て乃大
明神の中給て所時の楽を給へさよし中させるに我ハさやの
事知給ひて御門へ中させ給へと中させ給ひ給ひて庭にありて中之
とてあらせしまゐけるいく程なくして御同し給ひしもよく然
給ひ給ひ給ひハ寛平元年十一月より御時楽をまゐせたまふを
時の使ハ西院大臣時平公口まさ右中将ましはとめるまゐるとなり

○帝王編年記曰寛平元年己酉十一月廿一日己酉始被行賀茂
臨時祭ヲ
紐(ひも)　衣服之物なる下紐といひても同なる無言抄かくのまうし　佐謂
文言抄令文也　凡おもへらく紐ハきりの下付くあるものなれハ衣服の例ハ起之
下紐を下のたゝ海とて肌(たゝ)にまとふ袴紐之それをくゝあふ夜にとく
物なれハ衣服といふ事を起之志ゆるを紐といふるを下紐同なるとそ
夜分に嫌ふ事ハ得られたれも付きなくて下紐をとるぬるといふ
る物によりてこそ下紐同なるへ分れるゆゑひとしとうり下紐(たうかく)に
踏(たゝ)ひ紐にもゆる事ハ紐にも紐にもあるものなるにまけきあらぬ当様
之かやうのひとハ衣服にまゐらせ問云紐ハ衣服之常ハ衣服にあらはしハ
差別ある　答云常ハ衣裳に然ひつをして衣裳の外に縄(なわ)をも
まれて衣服にあらぬるまゐ之志ゆるを常と紐との嫌ひ居ていく
給ひ人こさ又宗も喝(とゝ)も前の物なれハ付てもくるしかゝるまゐしき道理な
きた常紐とて人の身を清とふ一具の物なれて三ゐ結へさ之問云

しかるハ下用と下の常となりしこそ物を始め下常といへたとき志をしむる
常之志の名にも付ハ下紐と同しいふ名俗も其をの之又鹿婦の
脇をしめてしまをもいへり又男のたらさまをもしめてしまをといへて常のこと
○神代巻曰於是兄著犢鼻以緒塗掌塗面告其弟曰吾汚身
如此永爲汝俳優者云云
○同纂疏曰犢鼻褌ハ穢衣也
○同口決曰著犢鼻者爲裸也
△犢鼻褌ともいふ是をとく結ぶなりといへて常も夜ぶかにしたるを
志なるへし鹿婦の下常ハ志なりて夜ぶかにあらハ男は下常を
七夕にも回る屋うの名称なるハ夜ぶかにハなりて志なるハ名称なるハ
いつもも夜ぶかにてハあらさるへし
○蒙求曰晋書院咸字ハ仲容陳留尉氏人任達不拘與叔父ノ籍
爲竹林之游當世譏其所爲咸與籍居道南諸院ハ居道北院ハ
富而南院ハ貧七月七日北院盛曬衣服錦綺粲目咸以竿

挂大布犢鼻褌於庭曰未能免俗歴散騎侍郎 下畧
△連もかとりて 祇にハいろくむろうしき花にあれて結て道理を為
して去さらいふへし 紐も種類にてつきつぬるハ衣類にあらせ下紐
の関を名称之是も存類にあらしなり 紐の家にハ兼を嫌へし下
紐といふるにハ物を去へきや
△紐と云字ハ名称をかへて三ふへし 宮の名を海藻に海の紐といふを
三の外成事し
○毛吹草曰 能州國 内海鰐 經紐苔
平秋の名に 志の秋乃名付て又平秋の名不可付て他准之
芝新式の祖之平秋ハ志の名にてなき秋の名付事しへ
○新式曰平秋の名に志の秋乃名付て又平秋の名不可付之 他准之
ひをろき 日本紀に神籬とかけり説とあしさり物ら神供の
まとゆ物なまゆへし
○神代巻曰高皇産霊尊因勅曰吾則起樹天津神籬及

天津磐境當爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宜持天神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉

○纂疏曰神籬トハ謂ニ叢祠ヲ

○口決曰天津神籬者眞坂樹也

○兼倶抄曰天津神籬ヲ神供ト云ハウルイツ孔子ヤナトヲ祭時ニヒモロキト云ハ食物也 中略 ヒモロキハ岐本ノ事ソ

○環翠抄曰ヒモロキトハ哥道ニハ神供ヲ云是誤也ヒハササカキノ事之

○佐謂神籬者我神道之大事非其人者不傳之深重之神秘在焉 君とひとしく以て句ハ春のよ書ける人の字あり二句さ治く

○古今序曰詔侍臣預宴筵者獻和歌君臣之情由斯可見賢愚之性云々

ひとの国 此字を用ゆる人の字ハ二句去之人倫ニ非ずとなり

一葉ちるに 相柳楸 桐なと付るハ同去之物数ニ可然の去り

新古今に一葉ちる 一葉をもちるを初秋なり

一葉此字 謠之非謠ニ以従あり 此上原言 佐謂今文あるをも

新式の和漢の篇ニ一葉の舟 舟の字之此式ニ非謠也とあるをも見て

和ニ用ヒ一葉の舟 謠ニ定ム謂あるを見てくへし

○新式和漢篇曰一葉舟ハ漢字漂泊 非謠之

△耳をなかく鼻をかたむと同し 漢ニ謠と定む謂ハ謠人の舟を

不定を用ゆ 徘徊を用ひたるといふ詞之和り一葉の舟といふを

一葉の舟ハ句ニ似たるもしいはれ事なく謠の舟なれハ新式の

謠をはふかしく文をかりを捨して謠之と注せるハ浅智の事也

所之連歌ハとりあひ謠にハ謠を隔てられ和と漢との差別を

しらすくさめ文のこと嫁ける漢の字を謠可被はなれし

和ニ漢ニ云詞を謠ニ用ひきる事なく分別有 佐謂漢ニ漢の字謠ノ用ナ有ハ去任も

一夜ところハ非人数ニとる部とあれハ去人数く

一村 草の名と竹の村事と又あるへし 徘徊ま物を出入る一村とも

声よとむる今一あるや

一文字　連ニ面ニ一体あれハ俳ニハ声ニよみてもよみてもよ
七句ニ素ニ書くし余の数字ハ連ニ四なれハ俳ニハ声ニよみてもよみて
よみても一体ニ六ツの和之　新式ニ一文字ニ六ツの数字ニの声ニ分を
定ニ和かゝる子細をムヿしく如し是ニ云ふ文章をこゝろ程ニ無言
抄ニあしく　詳せらるゝ事入義なれハあるに志るさす
○新式曰一文字大切ニ事ニ分ニ暫　面ニ用之余ニ数字ハ
て暫行程不用之ニ差別ニ云ふ程
○無言抄曰一といふ字勿論面ニひとつ体ニや余ハ数字ハて暫行
用之ニ差別ニ体ニ無ニ新式ニ新式ニあるハ縦令一巻一松なるといふ
とも同ニ抄をて暫ニ云心や
ひたやこすり　ひさまつ　新ニ縁ニされ其ちきゐん　書
所ニ二句ニ云や
ひろふかひなき　なとに生れ二句嫌志れそれ迄ニ二句嫌之
○清水抄双子曰すさまし方悪しき物　ひいなのそひのでうと

雛（ひな）　ひいなともいふ事ハ名も同し文字之志れそれを抄をかへて俳ニハ
二句ニ之又田舎をひなともいふひなの形ひなのおひなのあまさかるひ
なともよめ是ニ其人形のひなにも雪のひなにもきらいはれ事
乃ひな連ニ一句あれを二句ニ云へし又ひな男と云ハうへしきちいさ紀
ひなの聞ニ称る男をいへを人形のひなを書くハ名へうさ御れ但連ニひいな
あれを俳ニハひなと一ひいなと一ひいなと二句ニ云へし名ハ此外ニ雪の
ひなも連ニ一あれを俳ニハ二あるへきれ丸おもへくく人形のひなにもひな
田舎をいふひな皆名ニ有ニ云ふ程ニ二句つゝ何ニを六句のひな耳ニ為ち
とかしかゝ御しかゝへしさやれそれを御しかれそれ六句ニ出る今何
らを作者ニあらと用捨ニへきを義之作者連ニ一句の物を俳ニ二句
ニ作者ニ有ニ法度をやふる程をなる紀おとそうにまかせ慈しく制ニへき
るにあらん
ひやこの　物ハのしまに蓋物ニハかれそれ
ひけり記やくなるものとそひやかしと同し冷の字之姓や

廣瀬郡田寺ヲ　　四月ノ祭ノ初別ナリ又風ノ雜ヲ祈ル
淨ノ祈ナリ

○神祇式曰大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座
並名神大月次新嘗　廣瀬郡廣瀬坐和加宇加賣命神社名神大月次新嘗

○日本紀曰天武天皇四年夏四月甲戌朔癸未遣小紫麻濃王小錦
下佐伯連廣足祠風神于龍田立野遣小錦中間人連大蓋大山中
曾祢連韓犬祭大忌神ヲ於廣瀬河曲

○令曰孟夏大忌祭風神祭孟秋大忌祭風神祭

○同義解曰大忌神祭謂廣瀬龍田二祭也今二山谷水繞成耳水侵
潤苗稼ヲ謂亦廣瀬龍田祭謂之每社六月七月各二祭故有此祭

○公事根源曰廣瀬竜田祭四月七日是兩社大和中ほあり祭の只廢
務之事ニ非ず初ル大忌風神の祭ともいふ是や
風水の雜をのそきて年穀の豊なるを祈ものなるへし新嘗天武

天皇四年四月ヨリ風雨ヲ調ンカ為ニ大忌神ヲ廣瀬川曲
ニ祭ル日本紀ニ見ヘタリ神代の巻ニ伊弉諾尊ノ祓
禊ヲ吹キ給ヒシ時ニ成ル氣吹ノ化シテ神ト成ル事ヲ
也是ニヨリテ大堤ノ雲氣ヲ風ニ吹キ給ヒシ事ヲ
○卜部諸神記曰廣瀬龍田兩社者風水順陽二神也
日ヲ調ヒ給フ事ヲ　四月中ノ申日ヨリ
○舊事本紀曰次大山上咋神此神者坐近淡海北敷山亦坐葛
野郡松尾用鳴鏑神者也
○公事根源曰日吉祭四月中申日この社ハ松尾の社ニ同神ニてましませり
長久四年六月八日ヨリ始メ廿二社の内ニて最初ニ奉幣
廿三日ニ祭ヲ行ハル依テ
○日吉神社記曰卯月祭礼者琴御館以大賢木養神幸之祝
詞也唐崎例如先盟恒世子孫于今栗御料参向事也
出輿者人皇五十代桓武御宇延暦十年之比

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

御舟祭事近年事也延文年中大洪水出湛溢唐崎辺之
間更無陸依斯以御舟祭之
○神祇式曰近江國滋賀郡日吉神社 名神大
ひと夜酒 夜之夜ゆゑにあらず夜の字二句嫌之 醴の字を書取之
あさ酒とまゝあはあるは酒も夜之六月朔ゆゑ六月朔ゆゑ日毎
よなると公事 根源よあり
○公事根源曰供醴酒 六月朔日 一夜さけといはせゝ酒ゆゑ君にあまたは作
せる之 物をへらる竹葉の酒なれは一夜酒と申之又ゆゑさけとも式文
に作り 昔は口中に米を爵て宿をへて酒に作るすゝ此酒は造酒司
をふかり七月廿日まで日毎まで酒之 惣神天皇の御時をいし
まゝ酒おわりまで酒をはくるまでも此時に百瀬の人をいはしてはくまり
めたり是をうさきには酒といふ物なし と申人作れば神代に素盞
馬蔦稲田姫のたまへる大地をころされし時八しを物の酒を作る
事日本記にみたり志るは酒といふ神代にあらざるにこそ

氷魚 氷之あしろにふくと酒魚之
○延喜内膳式曰山城國近江國氷魚ノ氷網代各一處 其氷
魚始テ九月ニ迄十二月三十日ニ貢之

こも
物を此は詞垂所をかへて二句之 佐謂新式全文 新式一所二句の物の所に出せり
物をといふ三字かなるを面をかへていふ也 此垂所をかへてと
かなるは二句下句乃と残りの事なる酒へし 近代は一句をいふ物を
と酒りせ也そ行うして入さ酒後也
もれし 誂諧には二句下句の酒を句と二句と出かちに物を習ひ上
三ありと酒りのすなれ
紅葉 一枝 桜なるに一葉は紅葉一色みちは桜は此物にあれ

佐謂竺軒
式金文也

是歌は以上二句より俳諧に入こうえうと打をかへて以上
四之紅葉の楷連方は三の句にあれば俳諧には四の句如へし季を持つ以上なり
△紅葉は文の字二句去とあれども杉行雪葉の赤らぬ文るとは付ても
俳諧しかれば恋の秋の霧雲夜なとの文も二句去之の紅葉ある面は
一葉落葉末は葉なとは嫌えれしの葉は紅葉は二句ことはは
今はしかれば又紅の字も二句去之又紅葉は怪山の文葉は付くなし
なとも歌は面を嫌へ也 俳諧には七句去屋し紅葉かつちるを持
ちりそむるとも文之又紅葉は二句嫌文とは思ふ秋の文は出る秋の文
洞の文忘る文所は俳諧の庵新の色等のあゆきは文は之人の
新の文なりとも志ろきこれはきらはれ 紅 結の文も本紀文はあらせは
きらはれ花の文も文なりはあれは本の文をもつて分へし花の文と平
あるは赤き文は淡之秋の文も紅夜の色は淡之色嫌のもあゆきを
は淡なり皆紅葉は二句去之 此理なる人のうこかひをこそすへし
紅葉はあるさ文を嫌えて墨染乃あらは鴉や馬をもきらひ

白の字は霜雪をも嫌へこさすなれしもあるきの外理色は千鳥
清水し付てもなりしかしてもしたりもしてもしたりいふ雨はあるき
心あるは紅あるきいろいろいろしき物なるはよろしく花の花といふり
いつも色を好といふも根本何るきしるとをこるとも知へし 結は紅
葉の色は紅粉朱丹にも嫌へしされしもいろきとは墨馬の新
志ろきといふは霜雪の花黄なりと云は屋ま嫌の女郎の新なりと
いふは見えたりの字は嫌へとも蛋行苔草の新はあるもきらはれ結合
まとる之かゆりのまちかきすの連の俳諧はまもすなきは末代
乃人論論屋むへらはあさ清し 新すと嫌はやとしあるひ無理
なりとも平詩の宗匠理分にして嘆きを在こさはやりしかにお
もてもちろ紙は乃の美人とは屋しこの式目乃去嫌も無理と
ぶん人ハ無理にしてをあへき之声をかくして理を立んとし
結へらは紅葉り楓連は打を嫌へた俳諧は面を嫌へし
紅葉の打る なりしとも 秋之

紅葉のちりて橋を渡る　新式にも有之由也

紅葉の橋　ぬに天河の事にて中にも秋の部に付二句まてとなへし

○古今集曰秋上　よみ人しらす

天川紅葉を橋にわたせはや七夕つめの秋をしもまつ

此新式は文字にこそよれともくさの同色なれハ

季をもよくわかち御事なれハこそ下界の紅葉にも

そへ命名の句なれ　但二句まて同色也

句体によりてハ同色の紀候句体にもよりて

らへりのふ二句まて嫌と云説あり　候り

物思ひといふハ襟(きん)と書ハ物の字を二句去也　物を忘るとて

をその字入ハ物の字と三句去之　其の字有の字を嫌すに入して

心ふそと云句　物あつかひと同し也

物う乙　物と出ハ物の字ふ[illegible]きの字なりとも二句去之　物

きるとハうみそにハ三句去く

物乃音　忘之物のやうく物のなしきなとへに気なかひ物は

はかきなひると忘るにハ物のにといわれを去也

文字あるよし　て打双条ぬ改打越可有二斟酌一元凡三句

文字案に出一説に此見二句物　佐謂全文おこし　新式嫌打越物の下ニ入

有之文字案にて文字案を付ハ合同かすちおしにあるへし

とりふ文章之説ハ二句去之　三句の文字あまりとあり、あはきてよし

を能あ庵にを云也　あやしき事の数也

かへりてたもてもわ縁ハ嫌之かくハ言に三句まてハせねす之

鵙　秋之　鵙の草茎もはけとハ文なり　連に鵙一あれは二

見へし　鵙の草茎を秋なり

○奥義抄曰問云鵙の草くきとハ何そ　答云むかしおとこ野を

ゆくに女あひぬしかくひつれくその女をとらへむせのりとのゐ

有る時をさへさして　ハくわか紅の名にのこちを待つ有る皇

よ何ゐやとうち物思ひ縁にかすして君ねへきふうちゆるりゆきさかね

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

まうて 実白屋の賀茂 結ぶるとにあたるせハ夜ハまもふ
あらはるるか 鉢とたるし
主給おし 通くかゝ 又あへし 以上新式 俳ハ 此ありり
△ 庭震且漢 たうしんたんてう 行ると今一あへしかゝ 風通くかゝ 衣かさうな
てしこかとのからの字ハ行ま一体あへしとも給おしまかゝ 風ハ行を嫌
風の名なるてうゝと計ハ面を嫌ふへきなり
藤乃花 立之 塩海の主にハあらず
森 一名ハ一俳ハ一名ハ森とたり 俳ハ名ハ森なり
今一かへく 以上二字なり
○佐謂森の名ハ柞森 山城 老曽森 近江 等之
△ 此ありり 大東乃 宮七 大平記 二十三 小ゆるし 人名之
△ 上林なるとの人乃名ハ 此三の内之又鯨を 津くもり 安藝 あきの
主利なるとハ文字もかなれハさしいひまあらず
○倭論語曰 大江元就 大江廣元十二代式部大輔従五位上

盛元二男号毛利ト従四位下左京権大夫始住多治後継毛利ノ
家督ヲ
△ 露しんくるといふ詞 森といふ字をしんとよめとも 森と付ると
俗ハ 此ハ 主のまもなす 又 森羅万像といふ事あり 是ハ 樹
ものにハ 名ハ 森にハ 面を嫌へきや
宮上川に のあきハ下るといふ詞付 宮上のあるといふ
二句きろふなり
○古今集曰 大斎 不 不 欲 みちあく 今
宮上川のあきハくるる 稲夏の草にハあらずとの月をたり
主し 詞 草 うへ 物之 水辺之 但 詞乃 ことなるを 無言抄
よハうへ 物と 物 風 ふ 詞 といへり
○無言抄曰 主し 詞 草 樹 物之 手 徳のすまいひ 草 ふんハ 樹
物と 物まし 起る
△ これハ文字をもし 詞 草といふ 草とたり 人 里さ 深りハあらずかくと

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76

ガラス使用

嘗記百花を柳樹をのそくへりけれ

○奥義抄曰

きしちとうとは嘗をそいへたおしなへて百ふ鳥乃鳥といひんとて

きしちとよあり所乃ゆきそまるへし

もち月駒

○公事根源曰八月廿三日は信濃里月ゆる廿足ちゝ佐謂あり委

注略ニ下略之 武藝 駒引之條 下ニ委出之

○延喜式曰信濃國八十疋 諸牧六十疋 望月牧二十疋

△貴之の今やひくらんの所を不相傳るゝ人は十四日に駒迄は限ると云

○

逢坂の実の清水に新見えて今や引殘んを月の駒

△かゝの鼻はさ記なるは實をもあさ須今学を月のしく所人と

思ひ推量ふべくは成ぬるゝ人あるへし

藻小住むし

雜也 和迦也

蟬

△蟬 毎一跳に八二ゆへし蟬と云 蟬と云人猶其人深しらす

蟬くとゝあるへし但文字なれは云蟬くとはあるへし須

○事物紀原 第十蟲魚禽獸部 第五十五 齊女又古今注ニ牛享問蟬ヲ齊女ト名ル者ハ

何也齊王ノ后怨テ王而死屍變爲リ蟬ト登テ庭樹ニ嘒唳メ而鳴王悔恨

故ニ世ニ名テ蟬ヲ曰ニ齊女ト

△此部に人乃名の蟬丸蟬所ハ翁

○百人一首注曰 三巻抄 會坂蟬丸仁明の時ノ道人也常不剃髪

世人号翁或仙人共云也

○長明方丈記曰粟津の原をかけし蟬丸は翁の德をとふらひと云こ

○同無名抄曰相坂の関乃明神とは人むかし此蟬丸なりかのうしや

此條をうしなりけしてそこに神と称りて住ゝ海ふなるへし今も

うちあるあめりかはみまいは昔源平のみかりの時使ひしかの弓なるひは良宰家貞此良かれとてかまられける昔のままにて面影りうかひてはみしくおもそ侍ふ云々

△源氏物語蟬笛の名は蟬をれ

○拾芥抄 源氏目録部第三十 曰二巻箒木 空蟬 夕顔

○拾芥抄 楽器部第三十五 曰名物笛 青竹小枝 蟬折 大穴

△蟬娟(せんけん)と添(つ)ま蠻(ばんこん)等も蟬二の内の内[illegible]

○朗詠集妓女曰 白居易

蟬娟(せんけん)兩鬢(りやうびん)秋蟬翼宛轉(えんてん)双蛾遠山色

△蟪蛄(けいこ)も蟬之友之 蟬二の内之

蟬は日晩 杯を傾へた能は面ちらを傾へき義なるかの

一生は二分三分の外はなきを相はは能はもは杯を持る様なり

閑 [illegible]一名[illegible]は一点文長秋をとる内は一以上之 [illegible]

[illegible]

○東鑑曰

關東二十八箇國 地頭 云云

△変は儘て今一度へしかりの函谷関

○史記 高祖本紀 曰項羽乃チ號ノ爲雍王ノ王ス關中ニ今則チ來ラハ沛公恐ク不ル得ル有ル此ヲ可シ急ニ使ヲ兵ヲ守ラシム函谷關ヲ 正義曰顏師古曰今ノ桃林南有洪留澗古函谷也其水北流入河西岸猶有舊關之餘跡西征記云道形如函也其水山原壁立數十仞谷中容一車

△陽関なるとも廿四なるへし

○史記 齊田敬仲完世家 曰魯伐我入陽關 徐廣云在鉅平 正義云括地志云魯陽關之故城在鉅平 正義云括地志在兗州博城縣南二十九里下西臨汶水也

△四の関は皆杯を傾也 関とたとへは旅なるとは旅や関屋

○新古今集雜曰

人すまぬ石垣の関の板庇荒れしは猶たく秋の風

橋政大政大臣

(校)新勅撰集 才四 秋分 下曰

前大僧正慈圓

△もしほやく煙も霧に埋もれて須广の関屋の秋の夕暮

㊄新後撰集 第六冬部 曰 ちとりを よませ給ふる

関の戸ハ中〻明て清見方宵よりかゝる小夜鵆かな　今上御製

㊄續古今集 第十羇旅部　堀二位家隆

たしかなる関の戸さゝぬ御代なれハ月にもこゆる足柄の山

△足柄ニ句まてハ 御世治るをいふ 関の関 秋をとむる関なり

物をせし何をもとむるハ足柄にある関を せく水をせく氣をせく

ちりゆきをせくうし一句まての関白ハ御世をも治るの関之

此の関ハ西を廃する組合せと声に續く心ハ二句まての関白房ハ

せきもり付てもくるしからす

○公卿補任曰元慶四年十二月八日攝政太政大臣藤原基經 昭宣公 攝政為關白 佐謂本朝關白ノ始也 是也

○職原抄曰關白ノ者漢宣帝立テ霍光猶攝政非幼主之故ニ霍

光還政ヲ宣帝猶重ジテ其人ヲ令ム関白セ萬機ヲ関白之号自此而始ルト云云

△但しせんと声に續句にハ字去嫌へ山にあれハ関にハ山に随ひ浦あり

其関ハ浦に嫁なり

○佐謂山にある関ハ足柄関 相模國　鈴鹿関 伊勢國

関ハ清見関 駿河國　須磨関 播磨國 等也　浦よりの関

雪山 せつさん 天竺の名山なり須彌を向ふ神に依之冬之

五雜組巻之一 天部 曰峨眉雖六月盛寒未必有雪惟至絶頂望西

平ヲ一片白茫茫弥ヨ不知其幾千里土人ノ云此西域雪山也有一年酷

暑西望不見白者而巴江之水漲逾百倍云是雪山水消耳

○西域記曰梵衍那國王城西北二百餘里至大雪山山頂有池請

雨祈晴隨求果願

○同書曰尼波羅國ハ中印度境周四千餘里在雪山中

○同 曰摩揭陀國城西南五六里至伽耶山溪谷杳冥峯巖

危險印度國俗稱曰雪山ト

○三才圖會 地理十二巻 曰雪山在麗江府西北二十餘里一名玉龍山條岡百里
巋巍千峰上插雪漢下臨麗水山巔積雪經春不消巖崖澗谷
清泉飛流蒙氏異年尋封爲北岳

雪山圖

○涅槃經 巻二 曰作雪山童子以半偈而捨全身云云
○又曰我於過去身爲童子於雪山修行求道云云
△九六ノ山數なるへしいふ雪山童子とあらハ山數なあらすと云
事を以語て山數なあらすと云れ
前分 冬なり
せ滿る せむる あいふる詞なる文字かなるゆへ也こしも古嫌
ゆへせ滿る せたきハ二句古之
せんといふ詞なる事ゆへ二句古之 せんとしても
同しるなり

春

鈴虫 秋之 桃諧なハ二句なるへし

すしこさ法　表の聖の詞之ものなりぬ事ハ志をさすなり

○定家卿鷹百首曰

鳴鳥を捕ぬ姫ある相聖に詞の子さして出るかり人

注　朝たちにかきまり　鳴り沢ハ雑の志る事雑に志せしそ

はしや　樺を細ふしくさ法を詞の子と云なり

まて　志なし　連歌ハ多くむかしく侍ハ俳諧ハ云ふ一枚に一ツ

網源と声にいひくハ一打をかへく以上三之又兵実をもつ役をも取

しなと志て心の源しきといふるも以三の内之それを雪をはかるなり

まてしきまひやうまさ聞　二句左之又源しき三句之文志ぬあり

さまを聞なるの網源の詞まて志きの裏に又左之まてしき道様に

乃名なれども三句の内なり季寄様なり

落　一尾花一をいろ又なれ付なるなるの名ハ一以上三之俳諧ハ落

二あり以上四之公家乃名れまて相度をこの内之まれて人名なれ

雑之なひくとるなのめくなといろくあハ秋之

○桂草紙曰おもしまて紀をいきぬいとのゆしと人ハ此先皇秋ハ世を見へ

ちりかしさハすしなこそあれはさきすちしよいとこ紀る朝常ぬ見て

うちなひ紀ハさハかりの物やハあれ秋のそてそいと見ぬ事さ逆にみれ

咲さりし紀のかたちもなくちなる浪みの事志ハそいと志ろ物

とれたるも志ろくむかしおもひ出かほなひきてかろきたてる人にこそ

いみ志ろ事ハ先生こそふるしあるてそれをしもとそあれども

たとふ風けり也

△まてろハ御家様ハ諸ハ生あるまし紀落なり

○池中抄曰　あるほ此ハまてろのすし紀ハのあるまゆきちなるむ

駒そいとゆる　題昭云まてろのまてきとハ春れやけ此まて

紀のすへのふろきやきりしを略志くまてろとなへるや

○万葉云ハ御ハ花開の月ヲ烏ス黒ノ日なるなりむ志もかしかひもみしく

とりしも　又基　優奇なるやすれ七紀のをまてろかなるけしく

つあるまゆれは何を書そふる　先ハ万葉家を本にて詠れまて

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76　　ガラス使用

捨の字　字ちとまつるにまちがひ　癈たれ字をも二句ちと世をて
人奈つとかけたるも捨の字ゝ二句人にも二句之人偏之
身を捨るに世を捨る時ハ　捨れを隠之也にハ捨るれハ俳ハ面まを
去隠きるれ其身を捨るも世を捨るも同様の句なれハ捨るれ
此ほとき所之此身を捨る事をまつる事をまつるなるも
述懐なるゝ世を捨る身を捨るの捨の字ゝ皆捨をまへし述懐なる
すハ三句ちと
次ニ　那の名なれども水邊之次ニの上聖ハ那水邊　佐謂須テ　非郡
○夫木集　曰　影照
すゝ身をよゝる書にやさハらん次ニの上聖ハ雛子明之
○和名抄　曰　水邊勿論也
硯水　水邊をあらせ硯邊ゝ一あれハ俳ハ硯屏又名なの
硯の海なと云ふ今一名へし
○和名曰書譜云用硯之法石爲第一瓦爲第二　硯音五甸反　訓須美須利

○博物志十曰季司徒勉在汴州得異骨一節可爲硯
南海時得於海商云是蜈蚣脊骨
○釈名曰硯研也研墨使和濡也
硯の字はなれども松陰志ゆひんせきるとの名なれ硯をまきへし
○新編鎌倉志曰　光明寺寶　紫石硯　査面此ノ松陰ノ硯ト云フ
松鶴龜ノ彫物アリ裏ニ永享五年十二月廿五日ト小ク彫付ラ
相傳フ平重衡受戒ノ時法然ニ與ノ法然コレヲ聖光ニ讓リ聖光
又主記ニ讓ル記主自筆ノ讓狀アリ今按スルニ永享五年ハ法然
記主ノ持代ニ非ス後人書タルナルベシ右ノ三種記主ノ法嗣寂慧
房ニ附屬スルノ狀一通弘安九年八月トアリ記主ノ自筆ナリ
○佐按永享者後花園帝之年号也
○山城名勝志　知恩寺寶物　幻雲稿　松蔭硯銘ノ序　云昔壽永三年春平氏
一門城守于攝州一谷源判官義經奉勅攻之平氏敗績重
衡見生擒嘆蕉昧之命在且夕而招黒谷法然房源空爲

記主禪師諱良忠然阿ト号ス光明寺ノ開山也

授戒師聞浄土法曰贈一枚硯表檀瞯且曰此硯吾先君清
盛相國曹齋黄金若干斤奉献趙宋天子天顔有喜輙賜
此硯先君秘為至寳付予小子異日置師座右染爵煠揮
兜頼書弥陀聖號則吾本願也云々法然没後此硯藏於知
恩寺一在今出門此即賀茂神宮寺也安慈覚大師彫刻丈
六釋迦像故名釈迦堂又呼賀茂河原屋司神職者延法然居焉
後平氏小松之内府重盛之孫鞆観房源智為主改云知恩寺源知
備中守師盛子也此硯平氏累世奇玩也源智護以至未孫鹿苑相
公欲建相國寺於彼地而移此寺置小河西也應仁兵乱之初寺於
既罹災硯亦失而不知所在矣江州篠原正琳一箇野僧也自何
得之被蓋嚢藏歴歳久矣老病相逼急干修冥福大永二年壬
午孟春二十八日託其心友寄附知恩寺 結未來緑習日逝矣下
畧　享禄二年己丑

前南禅退衲月舟叟壽桂書

名示乃硯海ハ而ちらりとも知つゝ来る　紀

袷　簾縁　山かつらの字は鉄簾と斗也野の字れハ

○和名抄曰伊勢國鈴鹿　須々加　國府　山かつらと言の字簾の字
小字去声へもれと鈴の字ハかな文字にも用し而を隠へき之簾の
字ハ字去声也へし　又女簾乃名も鈴簾と名字の鈴簾ハ名字
も也其文字を斗て用し栓もれも也を隠へき也れ
炭竈き　炭之炭と斗も炭之炭竈ハ山わら之炭竈きハ山わら
也何人ハ倫之炭の字とし也て子定末は郷ハ炭と斗一也てに由す
兄焼の中ま又一云炭ると声にのひく今一つの字もわをかくて三ツ
まへし硯の字ミ眉字ミ墨硯ハ墨亦ハ二句まへし其れ墨硯
墨とくる字と声まゝみたる字も付てもくるし加る也

○墨子　墨翟ハ宋人著墨子宗禹道列子云墨子悲絲　謂
可以黄可以黒　氏族排韻九

巣　長之古巣もたるし水鳥ハ巣ハ蓬之鷺の巣　鷲の巣ハ
雑之蛛の巣も蜂の巣も雑之巣の字ハ鳥虫の名をかくて一雑之二句まへし

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

次广の御祓　喜之巳の日乃たゝへ同し

○和漢朗詠集曰　菅篤茂

水成巴字初三ノ日源起周年後幾霜

次广のなゝめ　源氏より出る詞之首ハ反なり

△新式に不当于此あれは今ハ難なり

○新式曰次广の長雨　交之但于此不当　不可為交

相撲　秋之末とり使ていふ事の字使之当の字にあらず

かたし濁るへからん内裏小さく七月の下旬ならん事や

○和名曰漢武故事云角觝　丁禮反訓與突同　今之相撲也王隱晉書云

相撲　撲音蒲角反和名須末比本朝相撲記有古手垂髪總角最手助手等之名別亦有左合相撲長也　下伎也

○日本紀曰垂仁天皇七年秋七月己巳朔乙亥日左右奏言當麻邑有勇悍士曰當麻蹶速其為人也強力以能毀角申鉤恒語衆中曰於四方求之豈有此我力者乎何遇強力者而不期死生頓得爭力焉天皇聞之詔群卿曰朕聞當麻蹶速者天下ノ

下力士也若有此此人耶一臣進言臣聞出雲國有勇士曰野見宿祢試召是人欲當于蹶速即日遣倭直祖長尾市喚野見宿祢於是野見宿祢自出雲至則當蹶速與野見宿祢令捔力二人相對立各擧足相蹶蹶折當麻蹶速脇骨亦蹈折其胷而殺之故奪當麻蹶速之地悉賜野見宿祢是以其邑有腰折田之縁也野見宿祢乃留仕焉

○公事根源曰　七月相撲　是ハ諸國の供御人を免しあつ免そく七月に相撲

[illegible]天子の御覧ある事之先十六七日にあいたる臣御あり

上ハ勅をなりて左右の次行ある相撲あるへき由をのしれ御せ得たる

のを諸方をあけて國々へ使をくだして相撲を免して是を百氣

まもおとり使とも之廿六日に内裏にいふ事ある上仁壽殿に

御覧ある左右の相撲人犢鼻のうへにかりきぬはかゝをきてこゝに

まもふを取て諸員あり廿八日に右合あり天皇南殿に御御

なるまゝ余上を左右相撲奏をとり十七番とりて諸の方乱声

あり又廿九日に校出とて相撲を見て御覧せさせ給ふ延長三年
にはじめて諸国より召しのぼせられ寛平七年の童相撲を
御覧ありきまた相撲のおこりは日本紀に垂仁天皇七年
七月に当麻の村に勇士ありて当麻蹶速といふちからつよ
き者ありけり天皇此由を聞召て是にならぶべき人を
難波にもとめ給ふにいづもの国に野見宿祢といふ
ものあり召しよせて則相撲をとらせ給ふに宿祢かち
て蹶速をころしてそのところの
宿祢ゆるされてきたりけるを見て蹶速このかたちを
ふみたふしけるを是よりまひのはじめなるらんか
ちからのすぐれたるを
さゝへしきすきなるものをかしとも二
あつめて声をいだして三句也下冷泉院
冷泉町 左謂室町通二条上ル町 なり冷泉院といひし所也
簾 荘子にいふ三句云意し
声に従ひて乃簾なり竹にて編む又簾中といふ
声を伝へて以上二之ぬれにめてといふ箴の所以に備ふ也

ねきすのこなりと箴に二句云意し
○和名曰野王曰簾 音廉 和名須太礼 編竹帳也
松の実 荘子之種物なりとも其松の松といふに二句あれば
俳諧には松の実なり松葉を記す松の実をも松と云ふ
一種の名也松笠松針松葉松楊柳松
乃庶民白松葉子四角俳諧之実をも松子の実之同云松松と
また松を松にしも云ふ松を一種に二句の物を
やめて松笠新式に法式に松の実にも五の耳に
松より記す松の事は私に定めず新式に是を
しく記なり
蓑笠 種物にあらず 蓑 みの 和名文音 同いふありとも新式に
之を 俳諧には蓑一句笠蓑簑蓑蘇蓑 みの 笠など一所にせず
すがわら
菅原氏
○姓氏録曰土師宿祢天穂日命十二世孫可美乾飯根命之

後也先仁天皇天應元年ニ改テ土師ニ賜ニ菅原氏ニ有ニ勅改賜ニ
大枝朝臣姓ヲ又曰菅原朝臣土師ノ朝臣同ス祖乾飯板命七世孫
大保慶連之後也

△菅家とも

○菅氏系圖曰

天穂日命 天照太神第二子 出雲臣 土師連等祖

天穂日命十四世孫野見宿祢垂仁天皇御宇賜ニ土師臣姓ニ
三世ノ孫身臣仁德天皇ノ御世改賜ニ土師連姓ニ十一世ノ孫古人等
天平元年六廿五改テ賜ニ菅原姓ニ

宇庭 何波守從四位下 勘解由長官

古人 フルヒト 從五位下遠江介 天平元賜菅姓 侍讀 左中弁

清公 大學頭文章博士 從三位侍讀

是善 長者文章博士策大内記大学ノ 用三木 從三刑ノ卯 文德清和侍讀

菅家 北野天神 贈太政大臣正一位 右大臣正三位 右大將

△或茂大神とも今一杯をかへて坐三名へし是也もの
あれ 佐謂菅大臣案菅大神ハ神霊を崇まりて云ふ 菅大臣者今高
辻南町尻西在之是則紅梅殿旧跡而今在小社号菅大臣社矣

△又氏なりたる菅原や俳諧なるとあるも三の内之其も不可なる様を極
ねにあらず

○奥義抄曰いさ爰にいらせは屋なんせらるやあしかんのさとの
なほさくもおし 是は山城の俳諧ハあらず大和國所
菅原と云不可ぬしことはいふ所あるへ抜かくはなるや
日本紀云安康天皇崩菅原伏見野中陵に葬この所之後撰云
せらるや俳諧の言にはんなるは世ハ雅にまうふ小初瀬の山とあり
このあしみにくハ彼山見ゆへかゝ次

○袖中抄曰いさ爰にまうらせは屋なんすらるや俳諧の里のあれまも
おし 顕昭云これハ古今讀人不知歌之隆家と申俗の申御しハ式
所ハ俳諧仙人の歌云々 稚子無俗樣 乾惠心俗歌を相俗とものの中
に俳諧雜と云ねありとかゝれたるされとこの歌作よしハみな者
りしこと云ところ山城国源学此西宮侍臣とせらるゝ御しハ大和
国にあり後撰云

すゝいらの俗見に蓋は見渡せハ霧に海こゝ小さらせ乃山
是ハ大和の俗見之山城の俗見にてハ大和のさらせ山ハいかゝみ因へき
△名所氏にあらはして菅原と斗ハ極相之うへ相の菅一色とうへ色の
菅原のうへ沢菅小道にあらはし
末乃松山　奥州乃名所之極相山ハ末松山と斗云へもく都之
○勅撰名所和哥曰末松山　陸奥國　家隆
新古今名
霞名末の松山ゆのくと浪まもなき横雲の宮
後拾遺　菅原孝標
越にける退をハあらて末の松千代までとのこ形ける事
△問云松ヶ崎松浦なとハ名所なり小さく極相小あらさ沢ハ
○拾玖抄曰霊所部　松崎
○苑鳥餘情曰松ヶ崎ハ知えの山の麓之
○佐謂又江近同名有之　名所和哥見タリ
○名勝志曰在高野川西美曽呂池東河海抄云松崎山　山城国也

○日本紀曰神功皇后北到火前國松浦縣中略時人号其處曰
梅豆羅國今謂松浦訛焉
△答云松ヶ崎松浦ハその所に松あり其ゆへ
俗彼乃雲山
末の松山に松あるにあらて極相之一切の名所にハ此嫌疑をもつて分
別なへきものなり
○勅撰名所和哥曰　松山　讃岐國　菅原孝善
千代かへ
君ヶ代にくらへしとそ松山の松乃葉ハ
其所の　山野にあらはし名所麓に二句嫌と云説あり新式云
其その山野にてもなへし此文乃心を葉にあれ必此乃すそにある理を
いふ小あきらす所のすそといふ也もなへ未詳とはしかなへし名所山の
嫌りと小あるをもいひ又所のすそにあるをもいへを麓に二句といふも
三理なるへ俗新式にあらさしあひなれたる物によりて嫌疑し
すそと末とは二句去之下の字小ハ下略とかくゆへに三句去之本也ハ

すその汁のるこ　まそそまけ衣のまそそ　すそもくとハ行をたへし國の名乃下略　まるけ　はそそのと同字なまとと
まりすると長の日のごとし　付てもくるしかるまあしかるうたとすそと
よみ声等しく　宇まそすそ　ハ二句嫣へし　末ハ二句嫣へらす
水邊と　水辺　三句去之
洲　二今一ハ名所なるへし　さかいさこ　砂ハ七句去之
○和名曰爾雅曰水中可居者曰洲季巡曰四方皆有水也音州　和名須
○釋名曰水中可居者曰洲洲ハ聚也人及鳥物所聚息之處也
小洲ヲ曰渚遮也體遮也高能遮水使從旁廻也
住吉乃神　名所之名辺之うハはしをなといひくハ名をあす
佐謂云言　今文也　以上云言　俣ハ説之名所をあらされハ水辺もならす　見
新式の名神　非名所といふ　正義くりさひ給へらす
駿河乃海　なとに所の名二句嫣之名所の方本なるも悪しき
名所より三句嫣へし　近江の海ハ世のうこるといはまてハ同し　俳をハ

ぬまも名所も清二句去之
墨といふ字　墨ハ一　俳をハ二
○和名曰將軍曰墨　音目和以名須美　上松烟和膠合成也唐秘書省式云
寫書料每月大墨一挺今案俗用廷字未詳
△墨とまゆまてこと　ハをまゆまて
なと一句去之
○三才圖會　器月十二卷　曰墨後漢季尤墨硯銘曰書契既造墨硯
乃陳則是墨與硯者與文字同興於黄帝之時也一曰田真造墨
△釈名曰墨痗謂平滑如砥石也又曰黛代也滅眉毛去此畫代其處也
まゆすみと云時ハ墨をハをまゆまて墨の山なと声を續句すみの字面を
きらゆなり
まらん　なにをうまらんなといふ何ハ三字なるやうにまとといふ
いんなとハ上の字を付てりしなれハ三字なるよあらすいんの
二字なれはなるなうし　唱へ名所
まらしなとまする二句去之　此ハ名所の字なれとハ　ほとハ黄の字

862
10
76

18561

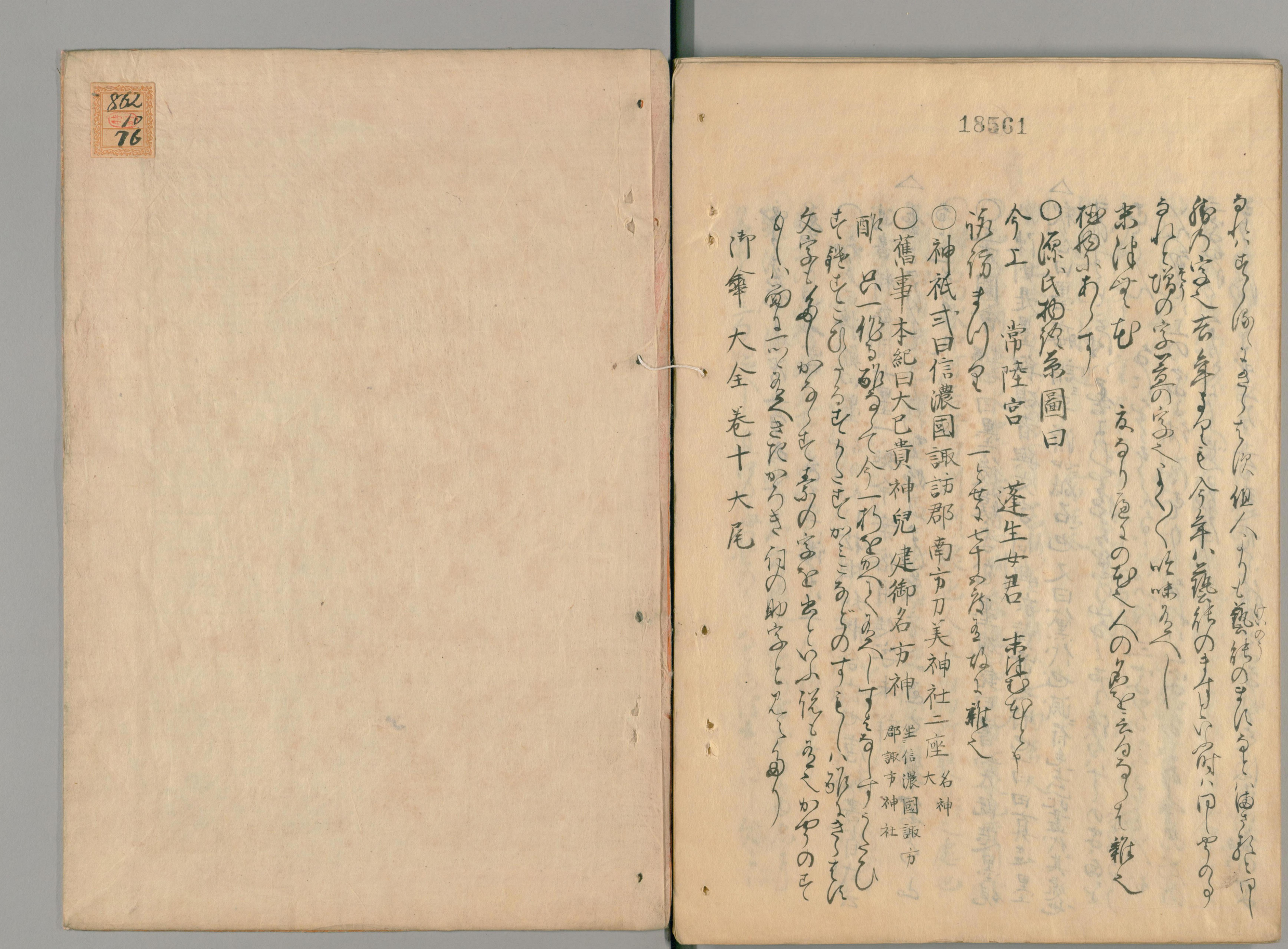

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76

ガラス使用